

「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る
規模の見直し賛否を問う

神栖市選挙管理委員会 ☎0299-90-1125

住民投票が行なわれます

大切な1票
必ず投票に行きましょう。

投票日

10月1日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

当日投票に行けない方は期日前投票が
できます。

期間 9月22日(金)～30日(土)

第2回神栖市議会臨時会において、『(仮称)防災アリーナ整備事業』に係る規模の見直し賛否を問う住民投票条例の制定について』の議案が提出され、可決されました。

この条例の施行により、60日以内に住民投票を行わなければならないことから、10月1日と定められました。

住民投票とは

住民投票とは、特定の問題について、直接、市民が意思を示す制度です。

今回の投票は、有権者の50分の1以上の有効な署名により提出された住民投票条例案が議会で審議・可決されたことから実施されます。

なお、住民投票の結果に法的な拘束力はありませんが、市長および市議会は住民投票の結果を尊重するものとされています。

投票方法は

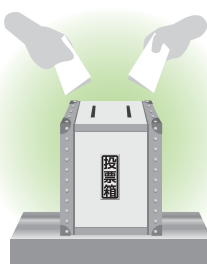
神栖中央公園に建設中の「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る規模の見直しについて、2つの選択肢からどちらかを選んていただきます。

●規模の見直しに**賛成**される方は

投票用紙に○と書いて投票してください。

●規模の見直しに**反対**される方は

投票用紙に×と書いて投票してください。



※詳細は、9月15日発行の広報かみす
特別号をご確認ください